

「明野村廃棄物最終処分場差止仮処分命令申立事件」決定の概要

<p>当事者 債権者：明野村住民等1,405名 債務者：山梨県・財団法人山梨県環境整備事業団</p> <p>申立内容 明野村廃棄物最終処分場の建設行為に着手遂行することとなる一切の行為の禁止を求める。</p> <p>裁判の経緯 H2.12.8 明野村住民等が処分場建設差止仮処分の申立を甲府地裁に行った。 1年4ヶ月の間に計8回の審尋による審理が行われた。 H4.3.29 甲府地裁が住民等の申立を却下する決定を行った。</p>
<p>主文 1 債権者らの申立てをいずれも却下する。 2 申立費用は債権者らの負担とする。</p> <p>裁判所の判断(まとめ) 1 本件処分場建設・操業に伴う有害物質等の溶出の可能性があるととしても、施設や立地条件の不具合等を認めることは困難である。 2 債権者らの主張する平穏生活権ともいふべきものも、人格権の内容として保護されるものと解するのが相当である。 3 債権者らが債務者らに対して強い不信感を抱き、この不信感が、本件処分場の建設・操業に伴って債権者らの生活利益が侵害されるのではないかという強い不安感を生じさせ、他の産業廃棄物処分場をめぐる問題等も併せ考えると、現段階においても、通常人の感覚に照らして安心して飲用水及び生活用水を利用できる利益が侵害される具体的危険があるといえなくはない。 4 しかしながら、侵害される危険のある利益が上記内容の生活利益に止まる以上、その具体的危険があるからといって直ちに受忍限度を超える人格権侵害のおそれがあるということとはできず、 ・公共関与による本件処分場の建設・操業が公共性ないし公益上の必要性を有すると認められること。 ・債務者らは、明野村との具体的な協議がまとまったわけではないものの、代替水源の確保を申し出ていること。 ・環境影響調査は既に実施されている上、今後本件仮処分の審尋の過程で明らかとなった問題点を検討する用意があること。 ・今後、債務者事業団が本件処分場の設置許可を申請する場合、その手続の中で住民らの意見が反映される機会があること。 ・債務者県は、現在、循環型社会にむけて再資源化システムと連動した廃棄物処理政策を目指していること。 などの諸事情を総合考慮すると、現段階において、かかる利益が侵害される危険があるからといって、債権者らについて、受忍限度を超える人格権侵害のおそれがあるとはできない。</p>

争点・争点に関する当事者の主張・裁判所の判断

争点	債権者らの主張	県・事業団の主張	裁判所の判断
(1) 本件処分場に搬入され埋め立てられる廃棄物の危険性			
有害物質	管理型産業廃棄物には、有害物質が多量に含有されている。また、環境ホルモンは、有害性が確定してはいないものの、その問題点が指摘されている。 債務者らの主張する廃棄物受入基準は、不十分である。	債務者事業団は、受入基準を定めて、受入段階でチェックを行うので、受入廃棄物の中に重金属類が多量に溶出する形態で含まれることはない。溶出した重金属類やダイオキシン類は浸出水処理施設により十分に対応できる。 環境ホルモンについては、どのくらいの量でどのように人間に影響を与えるのかわからない。	浸出水中に受入廃棄物から重金属類、ダイオキシン類等が溶出する可能性があることは否定できず、債権者らの生命及び身体の安全・健康を害するような具体的危険があるかどうかという観点から、本件処分場の安全性を検討する必要がある。
(2) 施設に係る危険性(その1) - 遮水工の破損による地下水汚染			
遮水シート	遮水シートの耐用年数は、人工の環境のもとでなされた耐久試験の結果よりも非常に短くなるから、たとえ耐久試験により50年以上の耐久性があるとの結果が出たとしても、そのような耐久性があるとはいえない。 遮水シートは、クロロエチレンなどの有機化学物質には無力である。 施工管理上、必ず孔穴が存在する。	遮水シートの耐久性は、各種の劣化試験等から50年以上が期待できる。 クロロエチレン等の浸透については、そもそも、液状廃棄物は受入廃棄物ではないから、債権者らの主張は失当である。 遮水シートは、製造の段階で孔穴が発生することはない。また、施工段階で孔穴があくことは通常考えられない上、全面検査によって、漏水のないことを確認した後、埋立てを行うため、問題はない。	債権者らは遮水シートが50年以上の耐久性はないと主張するが、これを疎明するに足りる証拠はない。 孔穴による遮水シートの破損及び有機化学物質の分子拡散浸透による遮水シート通過の可能性を一応認めることができる。 遮水シート破損の可能性があるというためには、設計許容強度が不十分であることの疎明が必要であるところ、これを疎明するに足りる証拠はなく、同主張は採用できない。
浸出水集排水管	20mもの広い間隔で敷設されるため、その効果は疑問である。 保護土などの影響で目詰まりの問題は不可避である。	集排水管を20m間隔で敷設し、基礎地盤自体にも緩やかな勾配を持たせ、集排水管に集水しやすいようにする。 目詰まり対策としては、フィルター材を設置する。また保護土が浸出水集排水管に流入しにくい構造とする。	債権者らの主張は一般論にとどまる。 底部集排水管は、配置間隔を概ね20m程度とするのが望ましいとされていること、債務者事業団は、浸出水集排水管の目詰まり防止対策をとっていることが一応認められる。
地下水集排水管	地下水集排水管の能力を超える場合が考えられる。また、地下水が遮水シートを上を押し上げるはらみ現象を起こす危険がある。 地下水の影響により、地下水集排水管が目詰まりを起こす可能性がある。	本件処分場は、底部と法面部に有孔ヒューム管を20m間隔で敷設し、さらに透水マットを5m間隔で敷設する。 湧水箇所があった場合は、集排水管の枝管を設置する。 目詰まり防止対策としては、地下水集排水管の周りをフィルター材で覆うことは浸出水集排水管と同じである。	地下水集排水管の幹線は想定地下水量の約250倍、枝線は約20倍の通水能力を持つように設計されていることが認められる。 債務者事業団は、浸出水集排水管と同様の目詰まり防止対策をとることが認められる。 以上より、債権者らの主張は採用できない。
電氣的漏水検知システム	電氣的漏水検知システムは、腐食や地震等による断線の可能性がある。	電氣的漏水検知システムの耐久性は、遮水シートと同程度と想定される。万が一	劣化調査の結果、通常考えられる設置状況において耐久性に問題はないとの結論

争点	債権者らの主張	県・事業団の主張	裁判所の判断
	電気的漏水検知システムは、どんな小さな孔穴でも検知できるわけではないし、破損した場所を特定して直ちに補修することが今後永遠に可能なのか、疑問がある。	断線によりシステムとして機能しなくなった場合は補修する。更に、電気的漏水検知システムは、一部に断線があったとしても、十分機能する。	が出ているから、同主張は採用できない。その他の同システムの性能に関する債権者らの主張については、これを裏付ける具体的証拠はない。
(3) 施設に係る危険性(その2) - 浸出水処理施設の欠陥による河川汚染			
浸出水処理施設	生物処理法は、毒物や合成化学物質の分解には適さず、重金属類は処理できない。生物処理後に活性炭吸着及びキレート吸着という処理が予定されているが、これらは、大量の汚水処理には向いていない上、キレート吸着による重金属類の除去には限界がある。 オゾン及び紫外線照射等を用いた微量有害物質除去装置については、それがどのようなものであるか明らかではない。	浸出水処理施設は、二段階の凝集沈殿処理と生物処理のほか、砂ろ過処理、活性炭吸着処理、キレート吸着処理を組み合わせた処理プロセスである。 更に、ダイオキシン類等の微量有害物質を除去するため、微量有害物質分解除去装置を設置することとした。 本件処分場に埋め立てられる廃棄物は、廃棄物の受入段階でのチェックにより、有害物質の規定の濃度以上に溶出するものではないため、高濃度で浸出水中に溶出することは考えられない。	浸出水処理施設の欠陥があるというためには、個々の処理過程において処理の目的を達成できない問題点があることの主張及び疎明が必要であるところ、そのような債権者らの主張及び疎明はないというほかない。
(4) 施設に係る危険性(その3) - 発生ガス等及びダイオキシン類を含む焼却灰の飛散による大気汚染			
大気汚染	廃棄物から出るガスによる発熱や様々な種類の廃棄物の接触等により、異臭や健康被害の原因となる汚染物質が発生する危険がある。また、化学反応で発生する有害化合物が揮発性である場合には、大気中に拡散する可能性がある。	本件処分場は、浸出水集排水管を空気供給管として兼用し、埋立地内に空気が供給されることにした準好気性の構造にすることでメタンの発生を抑制するとともに、浸出水集排水管にガス抜き管としての機能を持たせることとした。	本件処分場は、準好気性埋立構造を採用し、発生ガスによる大気汚染対策を行っており、債権者らの同主張は採用できない。
焼却灰の飛散	焼却灰に含まれる高濃度ダイオキシン類と粒子化した重金属類が、大気中に浮遊、飛散する可能性がある。 債権者らの主張する飛散対策は問題がある。	埋立可能な焼却灰については、事前規制による制限があるため、債権者らが主張するような無制限のダイオキシン類や重金属類が埋め立てられることはない。 現段階で具体的な飛散防止措置を確定することはできず、詳細設計を作成した段階において、詳細な埋立管理計画を作成する予定である。	債務者事業団が主張する飛散防止対策は、廃棄物処理法施行令に基づく飛散防止措置に沿うものである。 債務者事業団のダイオキシン類対策のための飛散防止対策は、今後具体化すべきものがあるとしても、計画段階のものとしては十分なものであることができ、以上によれば、債権者らの同主張は採用できない。
(5) 立地条件に係る危険性			
立地条件	廃棄物処分場の立地条件としては、雨水流出の多い地域や用水の水源、取水位置が直下流にある地域は避けるべきであり、地下水についても水脈、水位及び利水状況等を調査する必要がある。	廃棄物処理法においては、立地条件についての規制は設けられていないから、処分場の構造や維持管理計画が法令に適合し、周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされていれば、立地場所如何は問題ではない。	立地条件については、地盤や利水状況など立地条件の関係で不都合が認められれば、一定の因果関係の下にその立地条件下の本件処分場の建設・操業による人格権侵害の具体的危険性が認められることになる。
法面部の不等沈下	法面部に広く露出することになる凝灰質粘性土～細砂層は、必ずしも均一な粒度分布を持つ層とはいえず、このような不均質な部分が法面部に露出した場所では、不等沈下が発生し、遮水工が破損する可能性が高い。	法面部上部は地表に近いので、表流水等の影響により、N値も低くばらつきがあるのは当然である。 債務者事業団は、法面部の地盤が最も沈下すると想定される場所でも沈下量の許容範囲の数値であり、また、不等沈下が起きる可能性は極めて小さい。 仮に、不等沈下が起きたとしても、多重遮水構造に影響を与える可能性は極めて小さい。	法面部は必ずしも均一な粒土分布を持つ層とはいえないため、不均質な部分が法面部に露出した場所で不等沈下が発生する可能性指摘できなくはないが、直ちに遮水シートないし遮水工を破損する可能性につながるものともいえない。
底面部の不等沈下	底面部においても設計支持力を満たしておらず、N値が低い地層が底面部に現れた場合は、支持力不足により不等沈下や地割れなどが発生し、遮水工が破損する可能性がある。	底面部の設計支持力に満たない基礎地盤については、検査を行い支持力を確認し、部分的に設計支持力に満たない箇所は置換工法等により地盤改良を行うから、不等沈下の危険性はない。	債務者事業団は、底面部の設計支持力に満たない基礎地盤については、検査を行い支持力を確認し、部分的に設計支持力に満たない箇所は置換工法等により地盤改良を行うとしていることが一応認められる。 以上に照らすと、埋立地底面部の基礎地盤について、不等沈下が生じる可能性があるということとはできない。
断層	本件処分場予定地の北東側約750メートルの地点には、塩川断層が伏在している。 塩川断層は、第四紀に活動した断層であり、最近の地質時代に繰り返し活動しており、活断層である可能性が極めて高い。	塩川断層の存在は専門家により検証されておらず、仮に存在するとしても、塩川近辺だけのものである可能性が高く、本件処分場予定地近傍まで延びてきて伏在していることはない。 仮に、塩川断層が存在し、第四紀に活動した断層であったとしても、最近の地質年代に活動している断層とはいえない。	塩川断層が本件処分場予定地付近まで存在するとしても、塩川断層が活断層である可能性が極めて高いという点の疎明があるということとはできず、他にこれを疎明するに足る証拠はないし、塩川断層の存在自体が、本件処分場の安全性を損なうとの疎明もない。
透水性	本件処分場の基礎地盤直下は、透水性のある地層であって、難透水性のある地層ではない。また、凝灰質シルト層は、本件処分場基盤直下の地層とはいえない。	債務者事業団は、現場透水試験により、本件処分場基盤直下から地下50mまでは、難透水性の地層であることを確認した。しかし、本件処分場本体の中心部分につい	本件処分場基盤直下の一部は透水性のある地層であることが認められるが、債務者事業団は、処分場基盤直下から地下50mまでは難透水性の地層が連続しているこ

争点	債権者らの主張	県・事業団の主張	裁判所の判断
		て、遮水工を設け、浸出水が地下に浸透するのを防ぐこととした。	とを確認したことが認められる。 遮水工等の遮水構造の欠陥についての疎明でもない限り、透水性の故に浸出水の地下への浸透などの可能性の疎明があるということとはできない。
雨水流域面積	債務者事業団の計画集水面積は誤りであり、雨水集排水施設や地下水集排水施設、防災調整池等の基本的容量、構造等に影響を及ぼす。 降雨量について、過去の観測史上の全データを基礎とすべきである。また、未曾有の災害の発生を考慮すると、一日当たり最大降雨量、一時間当たり最大降雨量のデータを基礎とすべきである。 債務者事業団の行った4回の地下水位観測では不十分であり、1年以上の長期観測をすべきである。	債務者事業団は、雨水集排水施設や防災調整池の詳細設計に着手する前に、雨水集水域を確定する予定である。 地下水集排水管の幹線は、想定される地下水量の250倍、枝線は、20倍の通水能力を持つよう計算している。 防災調整池については、50年確率で計算している。 債務者事業団は、平成7年6月の梅雨期から9月の初旬までの間に、地下水位の調査を行っている。多雨期に実施すれば、1年以上の長期観測を行う必要はない。	債務者事業団は、雨水集排水施設や防災調整池等の詳細設計に着手する前に、雨水集水域を確定する予定であること、地下水集排水管の幹線は想定地下水量の約250倍、枝線は約20倍の通水能力を持つように設計されていることが認められる。 債務者事業団は雨水流域面積、降水量を算出し、地下水量・地下水位を調査・想定した上、これらからの悪影響を受けないような雨水集排水施設・地下水集排水施設・防災施設さらには浸出水処理施設を設計・敷設するものということができる。
地下水	本件処分場予定地は、浅尾地区の地下水の涵養域になっているため、浸出水が浅尾地区の地下水を汚染する危険がある。また、地下水による上方及び測方の水圧が異なることが遮水工破損の原因となりかねない。	本件処分場予定地の支持基盤は、左右岸での地質の異なりはない。なお、表層の地質が左右岸で異なっているとしても、本件処分場は、表層を取り除いてその下の地層を支持基盤とする。 地下水による遮水工破損の危険性については、地下水集排水管で十分対応できる。	本件処分場予定地は、浅尾地域の地下水の涵養域になっており、遮水工が破損して浸出水により浅尾地域の地下水を汚染すると主張するが、熊井意見書は本件処分場予定地の基礎基盤と表層の地質を区別して論じているのか必ずしも明らかではない。 地下水集排水管・施設の欠陥についての疎明でもない限り地下水の影響による遮水工損傷等の可能性の疎明があるということとはできない。
土石流危険渓流	本件処分場予定地の直下下流域は、土石流危険渓流に指定されている。	本件処分場は土石流氾濫区域ではなく、災害を発生させる土砂を供給する区域であり、考えられる危険性は、上流域から流下してくる土砂である。	本件処分場予定地は、土石流が発生した場合、土砂の氾濫が予想されているものではない。
(6) 環境影響調査の実施			
環境影響調査	債務者事業団の実施した環境影響調査は、処分場建設ありきの偏った調査結果である上、本件処分場の建設・操業は、絶滅の危険が増大している稀少種であるオオタカなどを絶滅の危険にさらすことになる。	債務者事業団は、自主的に環境影響調査を行い、事業の実施が環境保全を図る上で支障を及ぼすものでないかどうかについて検討する評価を行った。	本件処分場建設は生態系を崩し里山環境を破壊しオオタカなどの、まさに絶滅の危険にさらすことになることと主張するが、その主張は一般論の域を出ていない。
オオタカ	本件処分場予定地内にオオタカのものと思われる巣が確認された以上、オオタカの営巣による影響の度合いを確認すべきであり、2営巣期、少なくとも1年半以上の生態調査期間をとり、保護対策の基本方向を定めるべきである。	オオタカと各種開発行為との調整については生息環境の地域特性や個体特性を考慮しながら選択制のある対応が可能であり、本件処分場計画地の隣接地に営巣が確認されたからといって、直ちに本件処分場の建設が不可能であると断定することはできない。	債務者らは、生息環境の地域特性や個体特性を考慮しながら、選択性のある対応策が可能であり、オオタカの保護を図るため、専門家から提言を受けた保護策についても検討を進め、詳細設計に反映していくことを表明したことが認められ、債務者らは、今後も環境影響調査及び環境保全対策を実施するものと考えられる。
(7) 予定地選定に至る経緯			
予定地選定	債務者県が、予定地の選定段階において、安全面での検討をした形跡はほとんどみられない。 予定地選定の段階においては、明野村小笠原地区が候補地から外された経緯、明野村以外の高根町及び小淵沢町の2か所の候補地に係る検討内容、債務者県が本件処分場予定地を候補地として提案した経緯など不透明であり、本件処分場建設の正当性が著しく欠如している。	債務者県は、独自に航空写真をもとに最終処分場になりうる場所を調べ、地質の専門家等による現地調査も行い、その結果、モデル施設としての要件に合う候補地として、本件処分場予定地である明野村浅尾地区を候補地とすることとしたものである。	債務者県が本件処分場予定地を候補地とするに当たり、安全面においてどのような調査検討を具体的にを行ったかどうかについては、不明というほかない。 本件処分場予定地を候補地として選定したことについては、その点の説明をしたことを裏付ける証拠はあるが、その具体的調査内容等を客観的に裏付ける証拠はない。
(8) 住民に対する交渉・説明手続			
住民説明	債務者県が条件付き賛成を得るに当たり、ダイオキシン問題や処分場の構造などの問題点について十分な説明がないまま、短い回答期間で村民間で十分検討する間もなくアンケートが回収され、また、世帯主だけで構成される区総会により議決され、他の有権者の意見が反映されなかった。 また、その後の債務者らの説明も不十分である。	平成6年当時は、ダイオキシン類等に関する規制法はなく、ダイオキシン問題が社会問題化していなかったため、平成6年当時、地元住民に説明できる状況になかった。なお、平成11年10月の計画の見直し後、ダイオキシン類対策の内容については、「ふれあい座談会」などにおいて十分に説明した。	債務者県が平成6年、地元説明会等を行いアンケート調査を実施した際には、ダイオキシン類については問題となっておらず、その後ダイオキシン類が社会問題として取り上げられ、平成11年、本件処分場の計画が見直され、浸出水処理施設、受入廃棄物である焼却灰についてのダイオキシン対策が決定されたこと、座談会等において説明を行ったことが認められる。